

# 病院職員の過重労働軽減に関するお願い

2019年12月

ご来院の皆さまへ

## 病院職員の過重労働軽減に関するお願い

昨今、病院で働く職員の長時間労働による肉体的・精神的健康被害が問題視されている中、政府では「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議）において、長時間労働の実態を踏まえた労働環境改善に向けた検討が進められております。

医師および病院職員の重要な業務の一つに、患者さん・ご家族への病状や検査・治療などの説明があります。当センターでは、今まで患者さん・ご家族のご希望に合わせて、就業時間以外での説明時間を確保することが多く、このことが慢性的な超過勤務の一因となっています。

当センターにおいても、これまでの労働環境を改善するべく、診療等に関する医師及び病院職員からの説明について、時間帯を設定することにいたしました。

## 医師及び病院職員からの説明時間帯

月曜日～金曜日の診療時間内（8時30分～17時15分）

※ただし、緊急の患者さん（ご家族）への病状説明等やむを得ない事情がある場合は、医師と相談の上、面談時間を調整させていただきます。

当センターは、これまでと同様に栃木県におけるがん医療の中心的役割を担うがん専門病院として地域に密着した「診療」、「教育」、「研究」の諸活動に邁進してまいります。今後とも、患者さんとのより良いパートナーシップのもと、安全で良質な医療の提供に向け、取り組んでまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

栃木県立がんセンター病院長